

( 仮称 ) 稲城市立中央図書館等整備運営事業

入札説明書等に対する質問回答書

( 12 月 24 日回答に関する訂正 )

稲 城 市

平成 16 年 3 月 5 日

平成 15 年 12 月 24 日に公表した「入札説明書等に関する質問回答書（第 1 回）」の内容について、以下の通り訂正します。

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	12 月 24 日 回答	訂正回答
1-54	入札説明書資料 2	1,2	表 1	回線使用料について	サービス対価 B の欄においては、「…電話代(図書館情報システムに係わる通信費のイニシャルコスト及び月額通信料を含む)は、本市の負担とする。」とありますが、サービス対価 D においては、回線使用料はサービス対価に含まれています。どのように解釈したらよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、電話代(図書館情報システムに係わる通信費のイニシャルコスト及び月額通信料を含む)に関する条件は矛盾しておりました。電話代は本市の負担とします。 <u>また、資料を以下のとおり訂正します。</u> 「入札説明書資料 2」(p.1～2)表 1 中、サービス対価 D の備考欄 1 点目の「回線使用料」は削除します。	ご指摘のとおり、電話代(図書館情報システムに係わる通信費のイニシャルコスト及び月額通信料を含む)に関する条件は矛盾しておりました。電話代のうち、電話回線の加入費、月額基本料金及び通話料は本市の負担とします。 「入札説明書資料 2」(p.1～2)表 1 中、サービス対価 B の備考欄 1 点目を平成 16 年 3 月 5 日に公表する「入札説明書資料-2(変更版)」の通り変更します。 <u>なお、IP 電話を導入する提案も可能としますが、この場合は、IP 電話に係る加入費、月額基本料金及び通話料は本市の負担とします。</u>
1-60	入札説明書資料 2	2	表 1	専用回線費用について	平成 15 年 9 月 20 日付「実施方針及び業務要求水準書(案)に対する質問回答書」の P.41 の -48 で、通信環境整備費用は市側の負担で良いとの回答がなされていますが、ここでは回線使用料がサービス対価 D に含まれるとの記載があります。今回は、専用回線費用等は事業者負担なのかご教示下さい。	<u>回線使用料は本市の負担となります。1-54 の回答を参照してください。</u>	<u>訂正回答の 1-54 の回答を参照してください。図書館情報システムに関する費用は PFI 事業者の負担となります。</u>

NO.	資料	頁	項 目	タイトル	質 問	12月24日 回答	訂正回答
1-61	入札説明書資料 2	2	表 1	回線使用料について	サービス対価 D に含まれる回線使用料には、インターネットに接続するためのプロバイダー費用 (ISP 費用) も含まれると考えて宜しいですか？	インターネットに接続するプロバイダー費用 (契約に係る費用及び月額使用料等) は本市の負担となります。1-54 の回答を参照してください。	訂正回答の 1-54 の回答を参照してください。
1-99	入札説明書資料 4	4	10.	図書館情報システム機器設置台数及びネットワーク網概念図	ネットワーク網構成上の留意点として、専用回線は利用する者にストレスを与えないものを選定する、とあるが、専用回線使用料等の費用も SPC の経費として計上するということがよいか。	1-54 の回答を参照ください。	訂正回答の 1-54 の回答を参照してください。